

区のイメージアップに関するこれまでの審議経過

これまでの御意見

身近な環境整備

- ・身近な環境整備については様々な団体に取り組んでいるが、一時的なもので終わらせない工夫が必要。
- ・身近な環境整備が一番重要。まず私たち区民が何をしなければならないかを検討しないといけない。
- ・まちを花で飾るような参加しやすい場や材料の提供を検討すべき。
- ・身近な環境整備は放置自転車が一番重要。自動車のように駐輪場の証明が無いと購入できない規制があってもよい。
- ・たばこのポイ捨ては今年から「路上喫煙防止条例」が施行されてかなり減った。
- ・ホームレス問題は多摩川の土手で増えているので対策が必要。
- ・身近な環境整備は突き詰めると人の問題。大事なのは大人の教育だと思うのでマナー啓発活動に取り組んだらよい。

具体的な取り組み案

- ・店や自宅前を花で飾る
(区民)
- ・マナー啓発活動の実施
(区民・行政)

アメフトW杯の成功

- ・アメフトW杯はまちの雰囲気明るくすることが重要。
- ・川崎駅東西自由通路でアメフトのプロモーションビデオを流してはどうか。(同意見あり)
- ・歓迎ムードの演出は大人が見本になり、あいさつ、笑顔といった迎える気持ちの醸成を検討したい。
- ・アメフトW杯に来る人にきれいなまちを見せ、そこから普段のまちもきれいになりたいという気持ちを醸成したい。

- ・あいさつ、笑顔運動の推進(区民)
- ・美化活動の推進(区民・行政)

歴史を観光に活かす

- ・西口の新しい文化の創出はかえって好都合。歴史ある川崎をアピールするいいタイミングだと思う。
- ・東海道を利用した川崎のイメージづくりのため、資料館のような拠点が必要。

- ・東海道川崎宿の拠点整備
(区民・行政)

その他

- ・区民にどのようなことができるのかを具体的に検討すべき。
- ・網羅的に取り組むには時間が足りないので、一つずつ検討してはどうか。
- ・専門部会では課題を絞って検討すべき。
- ・アンケート回答者に高齢者が多いのは、子や孫の世代に引き継ぐために住民としてすべきことがあるという強い思いの表れ。
- ・区民会議では実行できるものや具体的な形で成果があらわれるものを議論し、できることから実行したい。
- ・外国人にもわかるような情報の提供が必要。母国語で表示があれば、訪れた外国人が川崎に住みたいと思うかもしれない。

- ・できることから実行する
(区民・行政)
- ・ホームページ、サイン、ガイドブックなど外国人向け情報発信の充実(行政)

1 川崎市の放置自転車対策

- ・駐輪場の整備
- ・放置自転車の撤去
- ・自転車利用者への啓発・指導

2 放置禁止区域の設定

- ・市内58鉄道駅のうち30箇所を「放置禁止区域」に指定し、法的に制限をかけている。

3 駐輪場の附置義務条例の施行

- ・自転車の大量駐輪需要を発生させる一定規模の集客施設などを新築又は改築する場合に、施設の設置者は条例に定められた基準台数の駐輪場を設置しなければならない。

4 自転車利用状況

H15市民1万人アンケート

- ・通勤・通学
- ・買い物
- ・地域活動

H16川崎駅東口自転車利用者アンケート

5 自転車が放置される原因

- ・自転車利用者のマナーの低下
- ・駅周辺に駐輪場が少ない
- ・店舗や銀行などに駐輪場が少ない
- ・駐輪場が有料であるため
- ・駅周辺の駐輪場が不便な場所にある

6 放置自転車をなくす方策

- ・駅周辺に駐輪場を整備・増設する
- ・店舗や銀行・鉄道駅に駐輪場の義務を義務づける
- ・自転車利用者へのマナーを啓発普及する
- ・放置自転車の撤去・指導を強化する

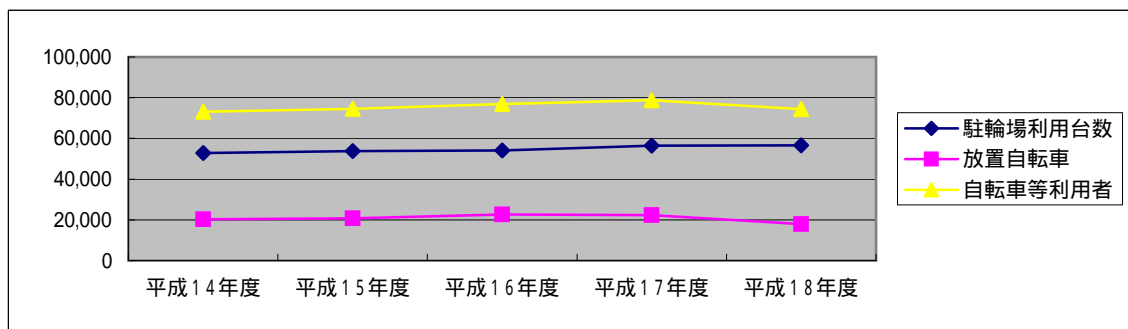
7 自転車を利用している理由

- ・目的地に早く着くから
- ・自由に移動できるから
- ・稼働コストがかからないから

8 放置自転車増加の主な要因(推測)

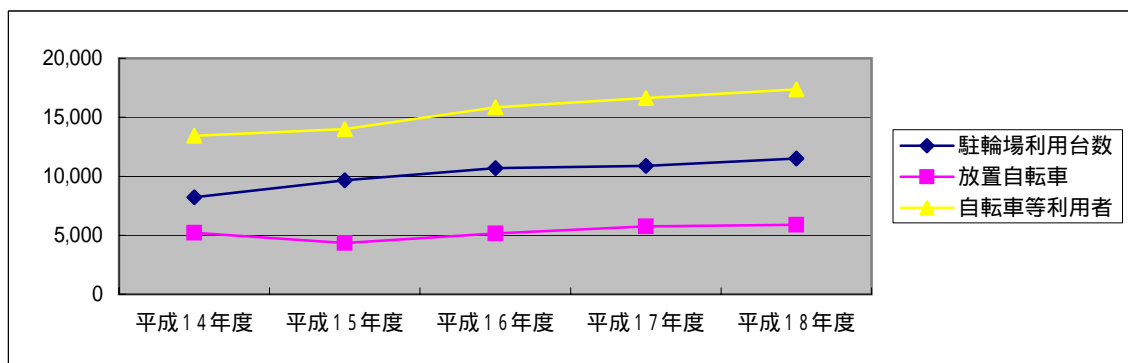
- ・人口増加による自転車利用者の増
- ・駐輪場の収用台数の不足
- ・自転車利用者のマナーの悪化
- ・駐輪場の廃止(借地の返還)
- ・駐輪場の不便による利用者の減(遠隔地、高層階)
- ・商店、銀行、遊戯施設などの施設用駐輪場の不足
- ・放置自転車撤去活動の不足(保管所の収用台数の不足)
- ・誘導員の不足
- ・啓発活動の不足

川崎市の自転車利用状況(1日)



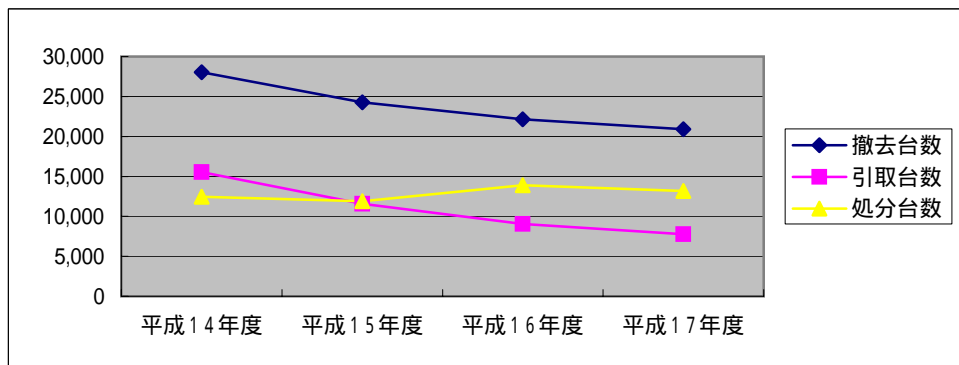
	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
駐輪場利用台数	52,819	53,838	54,092	56,370	56,584
放置自転車	20,326	20,751	22,717	22,392	17,857
自転車等利用者	73,145	74,589	76,809	78,762	74,441

川崎区の自転車利用状況(1日)



	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
駐輪場利用台数	8,211	9,672	10,701	10,882	11,495
放置自転車	5,212	4,338	5,149	5,764	5,883
自転車等利用者	13,423	14,010	15,850	16,646	17,378

川崎区の放置自転車撤去推移(年度)



撤去先
塩浜自転車等保管所

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
撤去台数	28,028	24,286	22,150	20,894	
引取台数	15,537	11,574	9,038	7,782	
処分台数	12,461	11,913	13,893	13,163	
引取率(%)	55%	48%	41%	37%	

川崎駅東口周辺の駐輪状況

川崎区内は、全て平坦地であり、自転車利用者にとってかなり利便性がよい地形となっている。駅周辺には市営、民営併せて公共用で12箇所あるが、通勤・通学者で朝のうちに満車になる駐輪場が多く、買物客など昼間の自転車利用者にとっては、利用できる駐輪場が少なくまた目的地から離れていることや、目的の店舗に駐輪場がないなど、放置される要因が多くある。また、施設の従業員用の駐輪場がないことも重なり合い、周辺の道路等に放置自転車があふれ、歩行者通行に支障となっている。

放置自転車対策

放置自転車を削減するためには、駐輪場を整備し、啓発活動を行い、放置自転車を撤去することが重要であるが、駅周辺には駐輪場として利用できる用地も少なく用地確保に苦慮しているところである。

今年度の駐輪場の整備は、ルフロン脇の道路を利用した日進町自転車駐車場（281台）を7月に開設し、小川町に自転車駐車場（165台）を本年度中に開設する予定である。

啓発活動として、主に駅前広場周辺を市民ボランティアに、それ以外の地域をシルバー人材センターに委託し駐輪場への誘導や放置自転車防止への呼びかけ、通路確保のための自転車整理などの啓発活動を行っている。

放置自転車の撤去活動は、トラック2～3台を使い週4回、自転車指導員の指示により撤去し、塩浜保管所に搬送し保管している。

今後の予定

川崎駅東口周辺では、既存の手法での駐輪場の確保が困難であり、道路や公園などの公共空間の立体的な利用や既存施設の改善など、東口地域の駐輪場の再構築・再配置が必要となってきている。そのための駐輪場整備計画の策定を来年度予定している。

市役所通利、新川通りの歩道上駐輪場

この通りは景観整備された道路空間であり、歩行者も多く既存の歩道上の駐輪場は将来的には撤去し、良好な歩行者空間を確保する必要がある。そのためには、現在駐輪している約3,000台の自転車を収容できる新たな駐輪場が必要となってくる。

平成 17 年度 試行の川崎区区民会議報告書 抜粋

川崎駅周辺の自転車対策

(1) 現状把握

ア 自転車利用者の増加

イ 放置自転車の増加

ウ 市民 1 万人アンケート

買い物での自転車利用者割合が通勤での自転車利用者を上回っている

歩道の放置自転車について

- ・乗入れ規制や撤去を行う
- ・整然と並んでいればやむをえない
- ・駐輪場がないのでやむをえない

エ 行政の放置自転車対策

駐輪場の整備

放置自転車の撤去

自転車利用者への啓発・指導活動

オ 地域における取組

川崎駅東口放置自転車対策実行委員会の取組を通じた課題

- ・使用者に対する駐輪場の不足
- ・活動時間以外の対応が求められる
- ・撤去作業方法の固定化による問題
- ・図書館利用者の駐輪場の整備

民間事業者による駐輪場への人員配置等の取組

- ・ルフロン公園駐輪場整備において機械式を導入したが、無人化したために利用者が増えなかった。管理している民間業者が人員を配置した結果、利用者が安定して増加してきている。
- ・大型商業施設、警察、地域の商店街連合会との協働によるさいか屋前の歩道上の放置自転車はきれいに無くなった。

行政の駐輪場整備

(2) 新たな取組情報

ア 駐輪場の案内看板の設置

駅周辺を中心に、駐輪場の場所が分からずに放置することを防ぐため。

イ 放置禁止区域を示す路面表示の設置

(3) 区民会議での主な意見等

- ・保管場所を近くに設置することで、引取り率が上がるのではないが。
- ・自転車を大いに利用し、安全に通学、通勤や普段の歩行しやすいまちづくりにつながる
とよい。
- ・自転車問題には、まちづくりクラブで何年間か取組んできたが、はみ出し陳列、はみ出し
看板などとも一体的に、警察、民間、国、行政が一丸となって取組まないと解決しに
くい。
- ・商業者としても駐輪場対策は必要経費として認識していくことが大事である。
- ・駐輪場の場所を確保することが難しい現状では、大胆な駐輪場構想が必要である。
- ・駅前の自転車対策は、ボランティアだけに頼る方法は限界がある。
- ・交通安全母の会では自転車教室を実施しているが、マナーや正しい自転車の乗り方のほ
かに、駅前の自転車の乗入れは控えたほうがよく、乗入れた場合には駐輪場を利用して
ほしいといったことなどをその都度伝えていくことが大切である。

(4) 課題解決策の検討

- ・川崎駅西口の再開発において進めている自転車対策を、参考にしたらよいのではないが。
- ・行政、民間事業者、商業者等の個別や連携による整備が必要である
- ・自転車利用者へのマナー向上の働きかけの必要性。
- ・自転車教室などの機会を利用し、正しい自転車の乗り方やマナーの他、駅前に自転車を乗
入れた場合には駐輪場を利用して欲しい事等をその都度伝えていくことが大切である。

(5) 川崎駅周辺の自転車対策のまとめ

駐輪場の増設が必要であるが、大胆な構想が必要である。

商業者として、駐輪場対策は必要であることを認識していくことが大事である。

駅前の自転車対策は、はみ出し陳列、はみ出し看板などとも一体的に、ボランティアや
警察、民間、国、行政が一丸となって取組まないと解決しにくい。

駐輪場が整備されるまでの間の歩行空間等の確保策が必要である。

自転車を乗らないようにするのではなく、安全に、通学、通勤、買い物等普段、歩行し
やすいまちづくりにつながるとよい。

自転車教室などの機会を利用し、自転車利用者へのマナー向上の働きかけを行う。

引取り率を上げるために、保管場所を近くに設置することが必要ではないか。

看板と路面シートの歩行者に対するインパクトはどうか。路面シートの方がよいの
ではないか。

・看板は横 120cm、縦 90cm で、放置禁止区域、駐輪場の案内をするため、ダイス、岡
田屋モアーズ等 4 箇所に設置。自転車利用の区民から禁止区域がわかりにくい、駐輪場
がわかりにくいとの苦情があり、目に付きやすいものにした。路面に表示するシートは
言葉だけでなく目に訴えるため。さいか屋等周辺に 30 枚前後を考えている。

自転車専用道路を整備してもらいたい。

- ・要望として盛り込ませていただきたい。

違法駐輪の関係では、会社の前で工事中にも関わらず、停めて行く人がいる。京急の地下利用についての話があったと思うがその後、どうしたのか聞きたい。

- ・駐輪場の整備についても、何か所か予定している。京急とは直接話しはしていないが、要望することの準備を進めている。

(6) 区民会議参与の助言

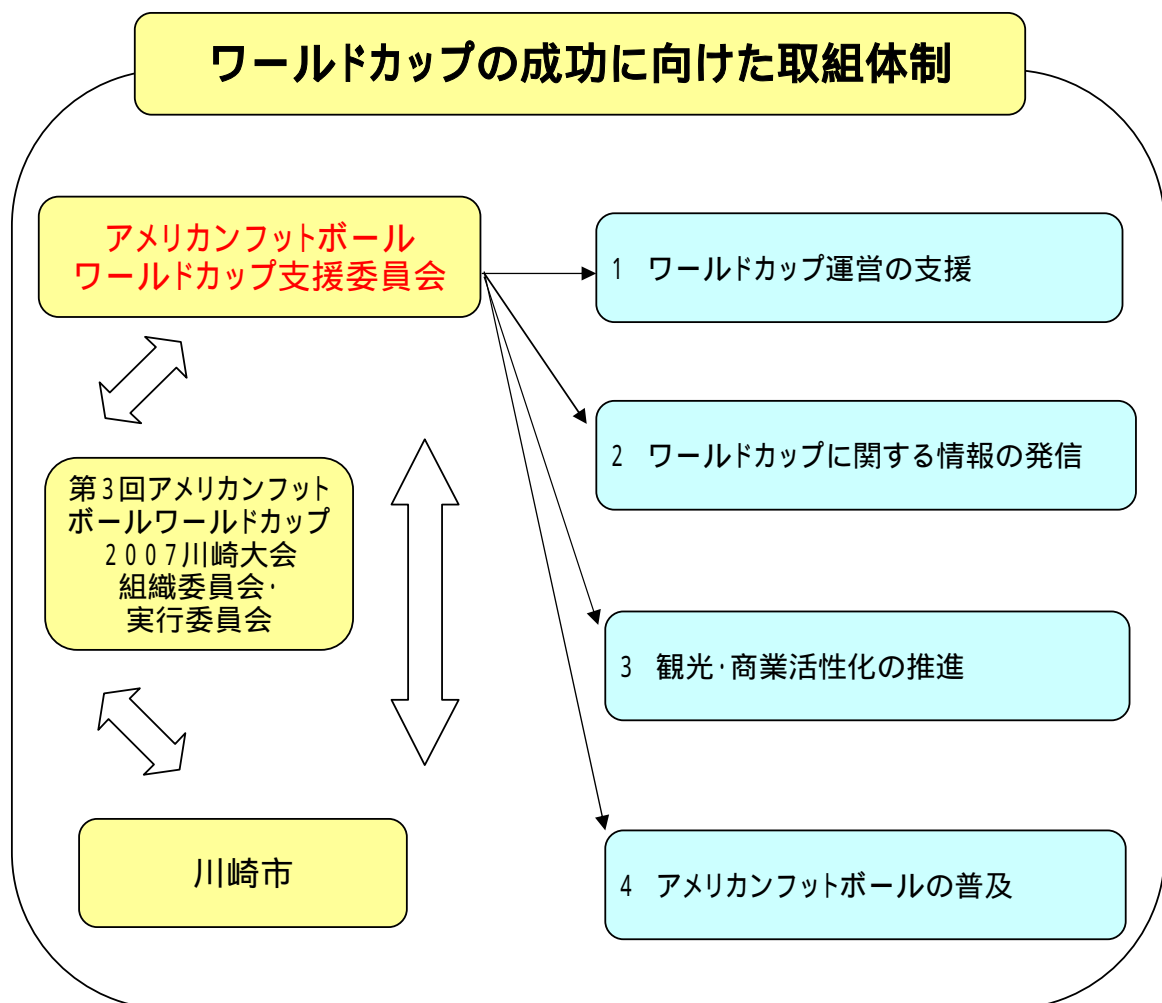
既存の自動車駐車場などの活用を視野に入れた取組や鉄道事業者等との調整の必要性。駐輪対策について、70～80歳のお年寄りが毎朝7時から8時まで動員され、自転車の整理を行っている。週1回でも警察が立ってくれば、罵声もあびせられることはないのではないか。西口でも同様の状況。

京急本線から駅前には自転車乗入れ禁止にしたらどうか。ステッカーなども見て見ぬフリされる。広い場所を駐輪場として確保し、そこから歩くようにするのはどうか。また、市政だより1面を使って不法駐輪はやめまじょうと広報することも必要ではないか。



ワールドカップ開催に向けた今後の取組

ワールドカップを成功させるため、またワールドカップの開催を機に、スポーツを通じた活力あるまちづくりを推進するため、川崎市や組織委員会と連携を図りながら、ワールドカップ運営の支援、情報の発信、観光・商業の活性化の推進、アメリカンフットボールの普及に関するさまざまな取組を引き続き推進します。



ワールドカップ組織委員会	名誉会長	森喜朗元内閣総理大臣
	顧問	阿部孝夫川崎市長
	委員長	山縣平蔵日本アメリカンフットボール協会理事長
	実行委員長	浅田豊久日本アメリカンフットボール協会常任理事

1 ワールドカップ運営の支援

ワールドカップの運営を支援するため、大会チケットの販売やボランティア募集の支援、またワールドカップという国際的スポーツイベントにふさわしい環境整備等を実施する。

(主な取組項目)

- ・ 大会チケットの販売の支援
(平成19年1月販売開始予定)
- ・ 大会運営ボランティアの募集の支援
(平成19年1月募集開始予定)
- ・ 商店街におけるバナーの掲出等による雰囲気づくり
- ・ 大会会場周辺及び最寄駅における環境整備

2 ワールドカップに関する情報の発信

大会開催の告知、大会気運の盛り上げを図るために、タウン情報紙などの既存媒体によるほか、PRイベントなどを開催し情報を発信する。

(主な取組項目)

- ・ かわさき市民祭りの活用
11月3日～5日
アメリカンフットボール体験コーナーの設置
イメージガール「マーキス」によるパフォーマンス(11月5日午後)
- ・ 市民ミュージアムにおける写真展の開催
12月9日～1月8日 川崎フロンターレ写真展との同時開催
- ・ ライスボウルハーフタイムショーの活用
1月3日
ハーフタイムショーでワールドカップPRパフォーマンスを検討中
ライスボウル：社会人王者と学生王者による日本1決定戦
NHKで全国放送予定
- ・ タウン情報紙、ポスター等による情報発信

3 観光・商業活性化の推進

ワールドカップを契機とした集客の向上、商店街の活性化を図るための取組を推進する。

(主な取組項目)

- ・ 光のメモリアル
11月22日～12月26日
川崎駅周辺で開催 ワールドカップをPRしたイベントを検討中
- ・ アンテナショップ(ワールドカップ、市観光情報提供ブース)の開設
川崎駅周辺商業施設等で開設予定
- ・ カウントダウンモニュメントの設置
- ・ 商店街及び集客施設等におけるイベントの開催
- ・ 選手団、観客等の市内宿泊施設の利用促進

4 アメリカンフットボールの普及

ワールドカップの成功、及びアメリカンフットボールを通じた活力あるまちづくり目指して、アメリカンフットボールの普及活動を推進する。

(主な取組項目)

- ・ 市民招待試合の設定
12月2日 横浜スタジアム Xリーグ決勝トーナメント準決勝 他
- ・ フラッグフットボール市内大会の開催
12月10日 市内小中学生大会の開催
- ・ 小中学校及び総合型地域スポーツクラブにおけるフラッグフットボールの普及
- ・ アメリカンフットボール出前講座の実施

ワールドカップ開催支援取組状況

ワールドカップが川崎市で開催されることは、川崎市をアピールする絶好の機会であり、またスポーツを通じた活力あるまちづくりを推進する大きな契機でもあります。このため、全市をあげて大会の成功に向けた取組を推進します。

月 日	内 容
7月11日	支援委員会の設立
7月24日	ラッピングバスの完成
7月29日、30日	ワールドカップキックオフイベントの開催
7月31日、8月3日	教員対象のフラッグフットボール研修
8月18日	富士通ジュニアフロンティアーズ、 富士通マロンティアーズ 市長表敬訪問
8月19日	市政記念花火大会
8月28日	富士通ジュニアフロンティアーズ フラッグ世界大会3位入賞
9月2日	富士通マロンティアーズ フラッグ世界大会準優勝
9月中旬	アメリカンフットボールワールドカップニュースの発行
9月28日	富士通ジュニアフロンティアーズ、 富士通マロンティアーズ 入賞報告会
10月6日	ワールドカップイメージガール 「マーキス (ma-kiss)」結成
10月16日、17日	社会人アメリカンフットボールXリーグ 川崎市民招待
10月16日	ワールドカップ公式HP完成
10月16日	観戦ガイドブック完成
10月20日	川崎市ウォーカー発刊
通年	市内32カ所の商店街による アメリカンフットボールワールドカップのPR

アメリカンフットボールワールドカップ支援委員会規約

(名称)

第1条 本会は、アメリカンフットボールワールドカップ支援委員会(以下「支援委員会」という。)と称する。

(目的)

第2条 支援委員会は、第3回アメリカンフットボールワールドカップ2007川崎大会(以下「ワールドカップ」という。)の開催に際し、主催者と連携を図りながら全市を挙げてワールドカップの成功を支援するとともに、ワールドカップを川崎のイメージアップや地域経済の活性化、スポーツを通じた活力あるまちづくりの推進などにつなげ、魅力ある都市としての発展に寄与することを目的とする。

(支援項目)

第3条 支援委員会は、前条の目的を達成するため、次の項目について支援・協力を行うものとする。

- (1) ワールドカップの運営
- (2) ワールドカップに関する情報の発信
- (3) 観光・商業の活性化の推進
- (4) アメリカンフットボールの普及
- (5) その他本会の目的達成に必要な事項

(組織)

第4条 支援委員会は、本会の目的に賛同する委員をもって構成する。

(役員)

第5条 支援委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名
- (3) 理事 20名以内

(顧問)

第6条 支援委員会に若干名の顧問を置くことができる。

(役員会)

第7条 役員会は、役員及び顧問をもって構成する。

(役員役割)

第8条 委員長は、支援委員会を代表し、会議を招集する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 理事は、役員会において会務執行上必要な事項を審議する。

(委員の任期)

第9条 委員の任期はワールドカップ終了後に開催する支援委員会の日までとする。

2 委員に欠員が生じたときの補充又は増員によって選任された委員の任期については、前項のとおりとする。

(補則)

第10条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規約は、平成18年7月11日から施行する。

ワールドカップ支援委員会役員会

(敬称略)

役職名	所 属	氏 名
委員長	川崎商工会議所会頭	長 澤 明 彦
副委員長	川崎市全町内会連合会会長	中 島 豪 一
副委員長	財団法人川崎市体育協会会長	齊 藤 義 晴
副委員長	川崎市アメリカンフットボール協会理事長	平 野 恭 雄
副委員長	川崎市副市長	砂 田 慎 治
理 事	社団法人川崎市商店街連合会会長	和 田 義 盛
理 事	社団法人川崎青年会議所理事長	石 橋 隆 志
理 事	川崎工業振興倶楽部会長	安 達 竹 美
理 事	川崎市工業団体連合会会長	塩 崎 勉
理 事	川崎地域連合議長	石 上 俊 雄
理 事	社団法人川崎市医師会会長	宮 川 政 久
理 事	社団法人川崎市歯科医師会会長	久 保 木 弘
理 事	川崎地区ホテル連絡会会長	笠 井 脩
理 事	川崎信用金庫理事長	八 木 晋 郎
理 事	セレサ川崎農業協同組合代表理事組合長	小 泉 一 郎
理 事	株式会社川崎球場代表取締役社長	中 里 博
理 事	財団法人川崎市公園緑地協会理事長	高 井 弘 勝
理 事	国際ソロプチミスト川崎会長	高 橋 和 江
理 事	川崎市教育長	北 條 秀 衛
顧 問	神奈川県知事	松 沢 成 文
顧 問	神奈川県教育長	引 地 孝 一
顧 問	川崎市議会議長	矢 沢 博 孝
顧 問	川崎市議会副議長	雨 笠 裕 治
顧 問	川崎市観光協会連合会会長	斎 藤 文 夫
顧 問	社団法人川崎市建設業協会副会長	織 戸 保 四 郎
顧 問	川崎市長	阿 部 孝 夫

役員 19名、顧問 7名 合計 26名